横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する事務取扱要綱　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改正後（案） |
| 新規 | （緑化率の適用除外に関する許可の申請書）第３条　横浜市都市緑地法施行細則（昭和 49 年 12 月横浜市規則第 163 号。以下「規則」という。）第９条第１項に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請書(第1号様式)とする。２　一の建築物について、法第35条第２項第１号の規定による許可と同時に横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成３年12月横浜市条例第57号。以下「地区計画条例」という。）第19条第４項第２号の規定による許可を受けようとする場合、法第35条第２項第２号の規定による許可と同時に地区計画条例第19条第４項第３号に規定する許可を受けようとする場合及び法第35条第２項第３号の規定による許可と同時に地区計画条例第19条第４項第４号の規定による許可を受けようとする場合は、前項の規定にかかわらず、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限に関する事務手続要綱（以下「地区計画条例事務手続要綱」という。）に規定する緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請書（様式（緑化率）第1号）により申請するものとする。 |
| （緑化率の適用除外に関する許可又は不許可の通知） 第３条 市長は、横浜市都市緑地法施行細則（昭和 49 年 12 月横浜市規則第 163 号。以下「規則」という。）第９条第１項の規定による申請があった場合は、申請内容が法第 35 条第２項各号の規定に適合するかどうかを審査しなければならない。 ２ 市長は、前項の審査の結果、適合すると認めたときは、当該申請者に緑化率の適用除外に関する許可書（規則第 18 号様式の２）を交付しなければならない。 ３ 市長は、第１項の審査の結果、適合しないと認めたとき、又は当該申請書の記載によっては適合するかどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した緑化率の適用除外に関する不許可通知書（要綱第２号様式）を当該申請者に交付しなければならない。 ４ 規則第９条第１項の規定による申請から第２項又は前項の規定による交付までの標準処理期間は、30 日間とする。 | （緑化率の適用除外に関する許可又は不許可の通知） 第４条 市長は、規則第９条第１項の規定による申請があった場合は、申請内容が法第 35 条第２項各号の規定に適合するかどうかを審査しなければならない。 ２ 市長は、前項の審査の結果、適合すると認めたときは、当該申請者に緑化率の適用除外に関する許可書（第２号様式）（当該申請者が前条第２項の規定により申請を行った場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化率の適用除外に関する許可書（様式（緑化率）第２号））を交付しなければならない。３ 市長は、第１項の審査の結果、適合しないと認めたとき、又は当該申請書の記載によっては適合するかどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した緑化率の適用除外に関する不許可通知書（第３号様式）（当該申請者が前条第２項の規定により申請を行った場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化率の適用除外に関する不許可通知書（様式（緑化率）第３号））を当該申請者に交付しなければならない。４ 規則第９条第１項の規定による申請から第２項又は前項の規定による交付までの標準処理期間は、30 日間とする。 |
| 新規 | （緑化施設是正命令書等の交付）第５条 市長は、法第37条第１項の規定による是正命令又は同条第２項の規定による是正要請を行う場合は、当該命令又は要請を受ける者に対して、緑化施設是正命令（要請）書（第４号様式）を交付しなければならない。2　法第37条第1項の規定による是正命令と同時に地区計画条例第22条第１項の規定による是正命令を行おうとする場合、又は法第37条第２項の規定による是正要請と同時に地区計画条例第22条第２項の規定による是正要請を行おうとする場合は、前項の規定にかかわらず、市長は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設是正命令（要請）書(様式（緑化率）第４号)により交付するものとする。 |
| 新規 | （緑化率に関する報告及び立入検査の通知）第６条 市長は、都市緑地法施行令（昭和49年政令第３号。以下「政令」という）第11条第１項の規定による報告の請求又は同条第２項の規定による立入検査を行う場合において、当該報告の請求又は立入検査を受ける者に対してあらかじめ書面で通知するときは、緑化施設 報告請求、検査実施 通知書（第５号様式）によるものとする。２ 市長は、前項の規定にかかわらず、政令第11条第１項の規定による報告の請求と同時に横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則（以下「地区計画条例施行規則」という。）第14条第１項の規定による報告の請求を行う場合又は政令第11条第２項の規定による立入検査と同時に地区計画条例施行規則第14条第２項の規定による立入検査を行う場合で、当該報告の請求又は立入検査を受ける者に対してあらかじめ書面で通知するときは、前項の規定にかかわらず、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設 報告請求、検査実施 通知書（様式（緑化率）第５号)によるものとする。３ 政令第11条第１項の規定により報告を請求された者は、緑化施設状況報告書（第６号様式）により報告するものとする。４ 第２項の規定により報告の請求を受けた者は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設状況報告書（様式（緑化率）第６号)により報告するものとする。 |
| 新規 | （緑化施設の工事の認定の申請書）第7条　規則第11条に定める同条各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化施設工事完了延期認定申請書(第７号様式)とする。２　規則第11条の規定による申請と同時に地区計画条例施行規則第15条の規定による申請をしようとする場合は、前項の規定にかかわらず、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設工事完了延期認定申請書(様式（緑化率）第７号)により申請するものとする。 |
| （緑化施設の工事の認定又は認定しない旨の通知） 第４条 市長は、規則第 11 条第１項の規定による申請があった場合は、申請内容について法第 43 条第１項の認定をするかどうかを審査しなければならない。 ２ 市長は、前項の審査の結果、認定するときは、当該申請者に緑化施設工事完了延期認定書（規則第 19 号様式の２）を交付しなければならない。 ３ 市長は、第１項の審査の結果、認定しないとき、又は当該申請書の記載によっては認定するかどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した緑化施設工事完了延期の認定をしない旨の通知書（要綱第４号様式）を当該申請者に交付しなければならない。 ４ 規則第 11 条第１項の規定による申請から第２項又は前項の規定による交付までの標準処理期間は、15 日間とする。 | （緑化施設の工事の認定又は認定しない旨の通知） 第８条 市長は、規則第 11 条の規定による申請があった場合は、申請内容について法第 43 条第１項の認定をするかどうかを審査しなければならない。 ２ 市長は、前項の審査の結果、認定するときは、当該申請者に緑化施設工事完了延期認定書（第８号様式）（当該申請者が前条第２項の規定により申請を行った場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設工事完了延期認定書（様式（緑化率）第８号））を交付しなければならない。３ 市長は、第１項の審査の結果、認定しないとき、又は当該申請書の記載によっては認定するかどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した緑化施設工事完了延期の認定をしない旨の通知書（第９号様式）（当該申請者が前条第２項の規定により申請を行った場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設工事完了延期の認定をしない旨の通知書（様式（緑化率）第9号））を当該申請者に交付しなければならない。４ 規則第 11条第１項の規定による申請から第２項又は前項の規定による交付までの標準処理期間は、15 日間とする。 |
| 新規 | （認定を受けた緑化施設の工事の完了届）第９条　規則第12条第１項及び第２項に定める同条第１項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化施設工事完了届（第10号様式）とする。２ 規則第12条第１項又は第２項の規定による申請と同時に地区計画条例施行規則第16条第１項又は第２項の規定による申請をしようとする場合は、前項の規定にかかわらず、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設工事完了届(様式（緑化率）第10号)により届け出るものとする。 |
| （認定を受けた緑化施設の工事の完了確認の通知） 第５条 市長は、規則第 12 条第１項の規定による届出があった場合は、当該緑化施設に関する工事が完了し法第 35 条又は第 36 条の規定に適合していることを審査し、確認しなければならない。 ２ 市長は、前項の確認の結果、当該緑化施設に関する工事が完了し、かつ適合していると認めたときは、当該申請者に緑化施設工事完了確認通知書（要綱第５号様式）を交付しなければならない。 | （認定を受けた緑化施設の工事の完了確認の通知） 第10条 市長は、規則第 12条第１項の規定による届出があった場合は、当該緑化施設に関する工事が完了し法第 35 条又は第 36 条の規定に適合していることを審査し、確認しなければならない。 ２ 市長は、前項の確認の結果、当該緑化施設に関する工事が完了し、かつ適合していると認めたときは、当該申請者に緑化施設工事完了確認通知書（第11号様式）（当該申請者が前条第２項の規定により届出を行った場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設工事完了確認通知書（様式(緑化率)第11号））を交付しなければならない。 |
| 新規 | （緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請書）第11条　規則第13条第１項（第15条第３項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率適合証明（変更）申請書（第12号様式）とする。２ 規則第13条第１項の規定による申請と同時に地区計画条例施行規則第17条第１項（地区計画条例事務手続要綱第31条第３項において準用する場合を含む。）の規定による申請をしようとする場合は、前項の規定にかかわらず、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化率適合証明（変更）申請書(様式（緑化率）第12号)により申請するものとする。 |
| （緑化率の最低限度に関する証明通知書の交付） 第６条 市長は、規則第 13 条第１項の規定による申請があった場合は、申請内容が法第 35 条又は第 36 条の規定に適合するかどうかを審査しなければならない。 ２ 市長は、前項の審査の結果、適合すると認めたときは、当該申請者に緑化施設適合証明通知書（規則第 21 号様式の２）を交付しなければならない。 ３ 市長は、第１項の審査の結果、適合しないと認めたとき、又は当該申請書の記載によっては適合するかどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した緑化施設適合証明をしない旨の通知書（要綱第７号様式）を当該申請者に交付しなければならない。 ４ 規則第13条第１項の規定による申請から第２項又は前項の規定による交付までの標準処理期間は、15 日間とする。 | （緑化率の最低限度に関する証明通知書の交付） 第12条 市長は、規則第 13条第１項の規定による申請があった場合は、申請内容が法第 35 条又は第 36 条の規定に適合するかどうかを審査しなければならない。 ２ 市長は、前項の審査の結果、適合すると認めたときは、当該申請者に緑化施設適合証明通知書（第 13 号様式）（当該申請者が前条第２項の規定により申請を行った場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設適合証明通知書（様式（緑化率）第 13 号））を交付しなければならない。３ 市長は、第１項の審査の結果、適合しないと認めたとき、又は当該申請書の記載によっては適合するかどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した緑化施設適合証明をしない旨の通知書（第14号様式）（当該申請者が前条第２項の規定により申請を行った場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設適合証明をしない旨の通知書（様式（緑化率）第 14 号））を当該申請者に交付しなければならない。４ 規則第13条第１項の規定による申請から第２項又は前項の規定による交付までの標準処理期間は、15 日間とする。 |
| 新規 | （緑化率の証明等に関する名義変更届）第13条　規則第14条に定める同条各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の証明等に関する名義変更届（第15号様式）とする。２ 規則第14条の規定による届出と同時に地区計画条例施行規則第18条の規定による申請をしようとする場合は、前項の規定にかかわらず、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化率の証明等に関する名義変更届（様式（緑化率）第15号）により届け出るものとする。 |
| 新規 | （緑化率の証明等に関する取下届及び取止届）第14条　規則第15条第１項に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の証明等に関する取下届（第16号様式）（規則第15条第1項の規定による届出と同時に地区計画条例施行規則第19条第１項の規定による届出をしようとする場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化率の証明等に関する取下届（様式（緑化率）第16号））とする。２　規則第15条第２項に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の証明等に関する取止届（第17号様式）（規則第15条第２項の規定による届出と同時に地区計画条例施行規則第19条第２項の規定による届出をしようとする場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化率の証明等に関する取止届（様式（緑化率）第17号））とする。 |
| （規則第 13 条の規定によらない緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請） 第７条 法第 35 条又は第 36 条の規定が適用となった建築物の維持保全をする者は、当該建築物の緑化施設を変更しようとするときは、その計画が法第 35 条又は第 36 条の規定に適合していることを証する書面の交付を市長に求めることができる。 ２ 規則第15条第２項の規定による届出を行った者及び緑化地域において既存の建築物を維持保全する者は、当該建築物の緑化施設又はその計画が法第 35 条又は第 36 条の規定に適合していることを証する書面の交付を市長に求めることができる。 ３ 規則第 13 条の規定は、前２項の規定に基づき申請する場合について準用する。 ４ 第６条の規定は、前項において準用する規則第 13 条の規定による申請があった場合について準用する。 | （規則第 13条の規定によらない緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請） 第15条 法第 35 条又は第 36 条の規定が適用となった建築物の維持保全をする者は、当該建築物の緑化施設を変更しようとするときは、その計画が法第 35 条又は第 36 条の規定に適合していることを証する書面の交付を市長に求めることができる。 ２ 規則第15条第２項の規定による届出を行った者及び緑化地域において既存の建築物を維持保全する者は、当該建築物の緑化施設又はその計画が法第 35 条又は第 36 条の規定に適合していることを証する書面の交付を市長に求めることができる。 ３ 規則第 13条の規定は、前２項の規定に基づき申請する場合について準用する。４ 第12条の規定は、前項において準用する規則第 13 条の規定による申請があった場合について準用する。 |
| （手数料の減免申請） 第８条 横浜市緑化地域に関する条例（以下、「条例」という。）第４条第３項の規定による減免を受けようとするものは、許可手数料減免申請書（要綱第８号様式）により市長に申請しなければならない。 | （手数料の減免申請） 第16条 横浜市緑化地域に関する条例（以下、「条例」という。）第４条第３項の規定による減免を受けようとするものは、許可手数料減免申請書（第18号様式）により市長に申請しなければならない。  |
| （手数料の減免の通知） 第９条 市長は、前条の申請があった場合は、条例第４条第３項の規定に適合するかどうかを審査し、許可手数料減免承認・不承認決定通知書（要綱第９号様式）により通知しなければならない。 | （手数料の減免の通知） 第17条 市長は、前条の申請があった場合は、条例第４条第３項の規定に適合するかどうかを審査し、許可手数料減免承認・不承認決定通知書（第19号様式）により通知しなければならない。  |
| （委任） 第 10 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境創造局長が定める。 | （委任） 第 18 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、みどり環境局長が定める。 |
| 新規 | 附則（施行期日）１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。（経過措置）２　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。３　この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。 |